

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

平成25年 月 日

（名称）新発田市地域公共交通活性化協議会

（代表者）会長 下妻 勇 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
平成25年度 新発田市生活交通改善事業計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
<p>本市は、「住みよいまち日本一 健康田園文化都市、しばた」を将来都市像に掲げ、市民と行政とが共に創り上げる「共創」をまちづくりの理念としている。この「共創」を推進するための一つの施策として、「地域福祉」があり、現在、地域住民相互の支え合いや助け合いの仕組みづくりのため、地域住民が主体となっていく「地域福祉（活動）計画（案）」の策定を進めているところである。</p> <p>地域福祉（活動）計画（案）の重点課題の一つとして、「少子高齢化や障がい者に対応した地域での支え合いづくり」を掲げており、その中の事業者等の役割として、交通事業者には「要援護者に対する支援の強化」を推進していただきたいと考えている。</p> <p>そのため、交通事業者に「共創」の一翼を担っていただくためにも、本事業を活用し、福祉タクシー車両やノンステップバス車両の普及促進を積極的に対応していく必要がある。</p>
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
<p>本市で把握している福祉タクシー車両は、5事業者8台であり、内訳としては、1事業者が4台、4事業者が各1台となっている。</p> <p>本市では、身体に障がいのある方の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、リフト付きタクシー利用料金の助成を行っており、平成24年度の交付人数の実績は444人であった。この交付人数は年々増加傾向となっている。</p> <p>また、市内のノンステップバス車両は、市街地循環線を運行するあやめバス2台と、月岡温泉と市街地を結ぶ観光イベントバスのみとなっている。</p> <p>このことから、今後の利用状況や需要を勘案し、福祉タクシー車両やノンステップバス車両の普及を促進する。</p>
（2）事業の効果
<p>福祉タクシー車両やノンステップバス車両の普及を促進することにより、高齢者や障がい者の高まるニーズに応え、誰もが移動しやすい交通手段として、移動の円滑化に寄与することができる。</p>

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）	
(内 容) ・福祉タクシー車両（スロープ付き）の導入：新発田観光タクシー（株） ・小型ノンステップバスの導入：新潟交通観光バス（株） (実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) ・新発田観光タクシー（株）： 身体・知的・精神 各1割引 ・新潟交通観光バス（株）： 身体・知的・精神 普通旅客運賃5割引、定期旅客運賃3割引 (実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について) ・新発田観光タクシー（株）：減車率 22.7%	
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）	
〈バス車両の導入に係る事業〉 【新発田市】 ・ノンステップバス：3台、ワンステップバス：5台、リフト付きバス：0台 ・乗合バス車両の総車両台数：40台	
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）11条に定める特定地域における特定事業計画は、平成23年7月12日に申請を行い、平成23年7月28日において認定済みとなっている。	
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額				
25年度（当該年度）				
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	新発田市地域 公共交通活性化 協議会負担割合	事業者負担 割合
福祉タクシーの導入	1,980千円	600千円	千円	1,380千円
	100%	30.3%	%	69.7%
ノンステップバスの導入	20,000千円	1,900千円	18,100千円	千円
	100%	9.5%	90.5%	%
合 計	21,980千円	2,500千円	18,100千円	1,380千円
	100%	11.4%	82.3%	6.3%
※総事業費については見込み額を記載。 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。				

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー導入	1台 交付決定日以降着手 ●————● 3月31日完了											
ノンステップバスの導入	1台 交付決定日以降着手 ●————● 3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 25 年 5 月 31 日	新発田市地域公共交通活性化協議会（以下、協議会）において、事業内容を説明
平成 25 年 7 月 日	協議会において、書面により本計画について協議 （協議が調った日：平成 25 年 月 日）

8. 利用者等の意見の反映	
協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、新発田市自治会連合会、地域住民で組織するNPO法人が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス（株）新発田営業所、（公社）新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道（株）新潟支社、新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会新発田支部、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県新発田市中心部4-10-4

（所 属）新発田市市民まちづくり支援課

（氏 名）溝口 茂伸

（電 話）0254-22-3101 内線 1434

（e-mail）machizukuri@city.shibata.lg.jp